

第 十 六 條

証書ニ押捺セタル印影ニ付スヘキ証據方カ其

証書ノ末尾ニ書セタル署名ノ証據方ヨリ一層

弱カル可キ理由ノ一ハ印影カ縦ヒ証書ノ對抗

ヲ受ケタル者ノ真正ナル印影ナルモ尚ホ或ハ

其印章ノ所有者自ラ之ヲ押捺セタルニ非ル

有ル可ク斯ル申述ハ實際往々裁判取ニ於テ顯

ハル、取ナリ各人其印章ノ保管ニ十分ノ注意

ヲ加フルト雖モ尚ホ時々其紛失盜難欺罔ノ災

ヲ免ル、能ハス為ノニ詐偽ノ使用ヲ受ルコト

有	是	キ	身	認	判	定	法	法	ル
ル	ヲ	ヲ	ニ	ス	取	セ	律	律	一
キ	以	全	テ	ル	カ	カ	ハ	ノ	キ
ナ	テ	ク	又	ト	印	ル	此	余	附
リ	被	追	ハ	ヲ	章	前	機	ス	帶
	告	認	自	被	進	ニ	會	ル	託
	カ	ニ	己	告	認	於	ヲ	取	據
	其	夕	ノ	ニ	ニ	テ	以	ナ	ノ
	印	ル	許	許	付	被	テ	リ	問
	影	ト	諾	サ	原	告	一		題
	ノ	キ	ヲ	、	告	カ	大		ヲ
	自	ト	以	ル	人	此	煩		味
	己	金	テ	可	ノ	留	難		ス
	ノ	毛	為	カ	請	保	ヲ		實
	印	尚	サ	ラ	求	ヲ	生		ニ
	章	其	レ	ス	ヲ	為	ス		此
	ニ	押	夕	然	至	ス	ル		場
	相	捺	ル	レ	当	ト	コ		合
	凌	ハ	ヲ	比	ト	之	ト		ニ
	十	自	否	裁	認	レ	尸		於

存	於	ハ	ル	又	取	工	被	ル	テ
ス	テ	推	可	ハ	有	ト	告	與	ハ
ル	之	定	カ	其	者	疑	ニ	限	舉
証	ヲ	ス	テ	押	ノ	與	於	ノ	証
書	証	ス	ス	捺	手	シ	テ	與	ノ
ヲ	セ	キ	何	ヲ	ニ	然	此	的	最
取	カ	モ	ト	許	存	レ	與	事	モ
持	ル	ノ	ナ	シ	シ	凡	的	實	難
シ	可	ニ	レ	タ	テ	ノ	事	ア	ク
十	カ	非	ハ	リ	其	事	實	ル	シ
カ	ラ	ス	其	ト	取	實	ヲ	カ	テ
テ	ス	之	紛	ノ	有	ノ	証	如	屢
尚	若	ヲ	失	事	者	推	ス	ク	ニ
未	シ	援	盜	ニ	獨	定	ル	十	不
直	原	用	難	在	リ	ハ	ハ	レ	能
接	告	シ	詐	ル	之	極	ハ	十	リ
ニ	力	夕	偽	ヲ	ヲ	ノ	テ	リ	ト
其	印	ル	ノ	認	押	テ	難		稱
印	章	者	使	ノ	捺	キ			ス
章	ノ	ニ	用	カ	シ				

取
レ
夕
ル
フ
ヲ
証
ス
ル
ヲ
得
ハ
ク
然
ル
ハ
実
ニ
証

或	テ	モ	然	リ	ニ	ク	ル	ル	ノ
ル	其	ノ	レ		依	然	可	レ	適
人	印	ト	レ		リ	ル	レ	ハ	法
力	章	云	又		テ	レ	根	ハ	ニ
不	ヲ	フ	被		証	ハ	告	印	押
当	押	フ	告		ス	証	此	ノ	捺
ニ	捺	ヲ	ハ		ル	書	証	存	セ
或	セ	得	際		ヲ	ニ	ヲ	ス	ラ
ル	ス	ス	限		許	託	為	ル	レ
時	又	何	十		ス	レ	ス	証	タ
期	其	ト	ク		ニ	夕	ニ	書	ル
ノ	押	ナ	無		等	ル	ハ	ヲ	ヲ
間	捺	レ	的		シ	事	無	有	証
自	ヲ	ハ	事		カ	實	論	レ	ス
己	許	若	實		ル	ヲ	証	夕	可
ノ	ガ	シ	ヲ		可	簡	入	ル	キ
印	、	被	証		ケ	短	ニ	モ	モ
章	ル	告	ス		レ	口	依	不	ノ
ヲ	レ	力	可		ハ	証	ル	用	ト
奪	ハ	自	キ		ナ	人	可	夕	ス

取
レ
タ
ル
ト
ヲ
証
ス
ル
ヲ
得
一
ク
然
ル
ハ
実
ニ
証

ス
元
ニ
難
カ
ラ
ハ
凡
有
為
事
實
ア
ル
可
ク
レ
ハ
十
リ

而
レ
テ
法
律
ハ
此
煩
難
ヲ
斟酌
シ
テ
証
拠
ノ
總
テ
ノ

方
法
ヲ
許
シ
而
シ
テ
其
方
法
中
ニ
ハ
裁
判
所
ノ
注
意

ニ
委
シ
タ
ル
事
實
ノ
推
定
ヲ
モ
包
含
ス
（方八十八條）

卷
看
本
條
義
疏
言
明
也
レ
ハ
本
條
義
疏
言
明
也

右
ニ
等
規
定
ハ
被
告
カ
署
名
又
ハ
印
章
ハ
自
己

ノ
押
捺
シ
タ
ル
モ
ノ
十
ル
ト
ヲ
全
ク
追
認
シ
テ
十
カ
ラ

其
之
ヲ
押
捺
シ
タ
ル
ハ
強
暴
錯
謬
又
ハ
詐
欺
ニ
原
因

セ
レ
旨
ヲ
申
立
ツ
ヘ
キ
場
合
ノ
為
メ
同
レ
ク
之
ヲ
設

為	法	レ	授	十	事	乘	ニ	若	定
ノ	律	ハ	用	レ	ハ	諾	於	ク	セ
自	ハ	十	ス	ハ	本	ノ	テ	ハ	リ
己	自	リ	ル	既	条	瑕	此	詐	此
ノ	己	(財	者	ニ	ニ	疵	留	欺	場
無	ノ	産	ニ	錯	於	ノ	保	カ	合
能	署	編	於	誤	テ	証	ヲ	既	ニ
力	名	茅	テ	詐	明	扱	為	ニ	於
ヲ	又	三	之	欺	言	ハ	升	發	テ
利	ハ	百	ヲ	強	ス	被	ル	見	若
唱	其	十	証	暴	ル	告	ル	レ	レ
ス	印	八	不	ハ	ノ	ノ	可	夕	強
ル	章	條)	可	之	必	真	カ	ル	暴
者	ノ		レ	不	要	擔	ラ	ハ	力
ハ	押		ト	推	ヲ	タ	ス	ハ	止
亦	捺		云	定	有	ル		追	ニ
追	ヲ		フ	セ	セ	可		認	又
認	取		法	ス	ス	レ		ノ	ハ
ノ	消		條	之	何	ト		當	錯
備	ス		了	ヲ	ト	ノ		時	誤

ノ	マ	事	ヲ	痴	シ	ナ	法	リ	時
形	リ	実	免	ト	タ	リ	律		ニ
状	タ	ニ	カ	異	ル	何	ハ		於
十	ル	非	ル	ナ	欺	ト	前		テ
レ	継	ス	、	リ	周	ナ	ノ		此
ハ	續	シ	為	其	及	レ	場		解
ナ	期	テ	又	蹤	ヒ	ハ	合		保
リ	ノ	未	毒	跡	茅	彼	ト		ヲ
故	多	成	ニ	ノ	二	ノ	之		為
ニ	少	年	援	湮	項	無	ヲ		升
何	ノ	治	用	滅	ニ	能	混		ル
人	時	産	ス	ニ	規	力	セ		可
ト	間	ノ	ル	易	定	タ	ガ		カ
臣	存	禁	ヲ	ク	ニ	ル	州		ラ
毛	續	婚	得	シ	夕	茅	之		ス
毒	ス	姻	入	テ	ル	一	ハ		ト
ニ	ル	ノ	キ	且	美	項	實		規
是	法	如	意	ク	諾	ニ	ニ		定
等	律	キ	外	ク	ノ	規	至		定
ノ	上	定	ノ	難	瑕	定	當		也

無	力	ヲ	對	照	ス	レ	ハ	直	ク	ニ	抗	弁	ノ	基	礎	十	キ	ヲ	証	ス	ル	日	附	
能	ヲ	主	張	セ	ル	ニ	之	ヲ	主	張	ス	ル	ニ	之	ヲ	主	張	ス	ル	ニ	之	ヲ	主	張
是	レ	無	能	力	ノ	抗	弁	ヲ	獨	係	セ	ス	ニ	テ	其	手	跡	又	ハ					
印	章	ヲ	追	認	シ	タ	ル	者	ニ	尚	未	基	本	ノ	訴	訟	中	之						
ヲ	對	抗	ス	ル	ト	ヲ	許	ス	取	以	テ	リ												
芽	十	七	條																					
一	般	ニ	相	續	入	又	ハ	兼	維	人	ハ	其	代	表	ス	ル	取	ノ	原					
權	者	ヨ	リ	一	層	大	十	ル	權	利	ヲ	有	セ	ス	是	レ	勿	論	ノ					
下	ナ	リ	ト	ス	而	シ	テ	本	條	ノ	場	在	ニ	於	テ	モ	相	續	入					

又ハ
承
進
人
ハ
致
行
原
條
者
日
リ
大
十
ル
權
利
ヲ
有

正	又	印	署	請	敷	芽	三	七	又
工	承	章	又	居	文	一	比	所	承
下	繼	以	八	五	明	相	長	能	入
得	入	相	印	義	之	續	于	下	八
八	八	遠	章	務	明	人	小	以	敢
己	于	十	知	十	確	又	十	二	于
晨	原	歟	方	七	七	保	比	篇	原
疑	權	或	升	彼	否	繼	義	以	權
入	者	如	儿	等	認	入	務	閱	者
精	日	此	者	八	以	以	每	係	日
其	九	場	若	唯	儿	手	有	此	九
氣	十	合	乃	已	以	署	又	於	十
請	十	三	其	レ	二	又	八	于	十
其	十	於	年	ノ	者	印	九	原	十
法	十	于	署	原	中	形	十	權	十
正	十	現	又	權	必	ヲ	十	者	十
之	有	實	八	者	又	認	十	以	十
		三	其	ノ	其	又	十	義	十
		之	手	手	一		十	務	十

直	小	之	其	第	難	手	内	入	蓋
二	原	又	原	二	夕	署	章	入	之
抗	權	芽	權	縱	且	又	有	相	相
辨	者	三	者	令	危	小	有	續	入
又	承	者	入	相	險	印	シ	入	又
八	諾	力	手	續	行	章	レ	又	小
異	許	不	署	入	ル	又	而	入	入
議	付	正	印	又	ル	集	此	入	入
留	時	原	形	承	危	認	行	入	入
存	時	捺	ナ	入	等	七	彼	入	入
又	瑕	レ	リ	入	向	若	等	入	入
為	疵	夕	承	入	此	八	取	入	入
ス	ル	ル	認	力	以	否	リ	見	入
コ	ル	ノ	ス	手	レ	認	テ	入	入
ト	ル	ナ	ル	署	或	又	入	入	入
フ	ル	ル	ル	又	或	ル	原	入	入
必	付	丁	ル	小	或	ル	權	入	入
要	テ	若	雖	印	或	最	者	入	入
ト	ハ	ク	モ	章	平	王	者	入	入
也	ハ	ク	モ	ヲ	平	王	ノ	入	入

心
可
十
七
八
目
實
人
人
承
能
人
八
若
事
實



ノ	認	本	第	百	ヲ	承	子	ヲ	ス
存	ヲ	條	十	カ	誌	業	之	久	何
ス	為	三	八	ラ	明	ノ	ヲ	ニ	ト
ル	シ	又	條	ス	ス	裁	テ	ク	十
場	タ	異		貴	ル	判	見	知	レ
合	ル	議		乙	ハ	即	セ	テ	ハ
テ	後	ヲ		議	ヲ	時	ハ	ハ	相
規	ニ	留		決	相	マ	ハ	九	續
定	於	メ		列	續	所	ハ	ハ	人
ス	テ	ス		權	人	何	モ	有	又
ル	モ	シ		ノ	又	時	有	ル	ハ
モ	尚	テ		請	ハ	於	ル	承	継
ノ	ホ	署		註	於	テ	可	人	ハ
十	之	名		限	テ	モ	ク	人	ハ
リ	ヲ	又		依	此	見	又	右	第
而	テ	ハ		取	許	是	ク	ノ	事
シ	テ	印		裁	ハ	等	ハ	實	實
テ	ノ	章		也	ハ	ノ	決		
此	權	ノ		意	ハ	事	テ		
權	利	追		也	ハ	實			

カ	ヲ	モ	誤	コ	ニ	繼	タ	ナ	利
ハ	有	ノ	ハ	ト	於	入	ル	リ	ハ
印	ス	ト	犯	ト	テ	ニ	者	之	祇
章	ル	想	罪	要	ハ	属	ニ	ヲ	告
ノ	詐	定	ノ	ス	實	ス	属	再	ノ
偽	欺	セ	性	ル	ニ	蓋	ス	言	何
造	ト	ラ	質	モ	錯	己	ル	ス	入
ヲ	ハ	レ	ヲ	ノ	誤	本	ノ	ル	タ
云	捺	タ	有	ナ	ニ	条	ニ	ニ	ル
フ	印	ル	ス	リ	對	ニ	ナ	署	ヲ
	白	ヲ	ル	何	シ	規	テ	名	論
	紙	以	詐	ト	テ	定	ス	者	セ
	ノ	テ	欺	ナ	特	シ	其	ナ	ス
	濫	ナ	ニ	レ	別	タ	相	リ	之
	用	リ	依	ハ	ノ	ル	續	ト	ヲ
	又	犯	テ	此	保	ニ	入	主	有
	ハ	罪	生	場	護	箇	又	張	ス
	署	ノ	シ	合	ヲ	ノ	ハ	セ	ル
	名	性	タ	ノ	為	場	具	ラ	モ
	若	質	ル	錯	ス	合	承	レ	ノ

原
 印
 日
 氏
 監
 用
 一
 被
 告
 又
 一
 具
 原
 權
 者
 力
 成
 凡
 定

告	ハ	章	フ	方	入	二	印	又	捺
ハ	是	ヲ	モ	三	三	交	ヲ	リ	印
此	ハ	否	人	反	捺	府	為	夕	日
場	具	認	十	レ	捺	上	ニ	ル	紙
合	真	又	リ	天	印	而	用	用	ノ
ニ	正	ハ	此	己	日	レ	ニ	濫	用
於	ノ	下	場	レ	紙	不	供	ハ	被
テ	署	能	合	ノ	ヲ	正	ス	ハ	吾
常	名	ハ	ニ	利	協	煩	加	為	又
ニ	又	ハ	於	益	取	十	為	為	ハ
直	ハ	凡	テ	ノ	元	九	ニ	其	原
ニ	印	ヤ	被	為	夕	代	捺	權	者
異	章	明	告	夕	此	理	印	力	或
議	十	力	ハ	ニ	他	人	ヲ	紙	几
留	レ	十	署	使	人	若	為	ニ	定
ハ	ハ	リ	名	用	助	ク	レ	署	ハ
ル	十	何	若	ス	之	於	行	名	捺
ハ	リ	下	ク	レ	ヲ	於	第	又	捺
ト	又	十	ハ	ヲ	其	理	三	ハ	捺
能	被	レ	印	言	用	理	者	捺	定

債	設	為	元	ノ	然	然	子	期	其
權	ケ	以	通	差	上	此	子	七	其
以	テ	以	通	異	也	此	凡	輕	疑
讓	レ	善	追	殊	何	新	心	取	惑
受	タ	意	認	未	身	様	器	處	ヲ
人	ル	也	此	也	三	ノ	之	夕	本
又	モ	方	方	以	項	例	之	之	葉
ハ	ノ	納	方	此	以	外	ヲ	明	ノ
代	ナ	定	ル	差	明	不	處	言	裁
位	リ	之	口	異	成	理	夫	ス	判
者	而	九	計	ハ	入	由	九	ル	以
ナ	シ	身	伊	証	捺	ヲ	九	コ	前
ト	テ	三	知	書	印	具	身	ト	二
ス	所	者	リ	以	白	又	有	ヲ	解
名	謂	ノ	且	異	紙	九	ハ	ヲ	以
追	募	利	其	議	ノ	五	謹	ハ	キ
認	三	益	証	留	三	以	ハ	如	コ
ノ	者	於	伊	留	存	リ	キ	コ	ト
後	ト	テ	九	口	キ	九	コ	ヲ	ヲ

署	此	正	真	書	實	力	此	此	此
名	以	月	任	必	又	故	例	例	例
若	三	北	心	本	懈	矣	外	外	外
八	根	八	特	文	怠	自	身	身	身
印	基	署	就	力	才	紙	凡	凡	凡
章	又	名	已	捺	為	二	也	也	也
才		者	已	印	故	署	此	此	此
偽		才	才	印	五	名	場	場	場
造		過	才	紙	才	又	合	合	合
七		失	主	才	才	八	二	二	二
五		夕	張	才	才	捺	於	於	於
上		凡	七	才	文	印	於	於	於
夕		才	又	凡	才	此	八	八	八
凡		免	直	為	才	才	真	真	真
場		力	二	夕	才	才	才	才	才
合		七	其	二	才	才	才	才	才
二		才	追	凡	才	才	署	署	署
於		凡	認	夕	才	才	者	者	者
才		才	才	凡	才	才	才	才	才
		才	為	凡	才	才	才	才	才

夫
 正
 是
 等
 此
 難
 為
 不
 才
 才
 凡
 力
 故
 二

代理八

負ハシムルヲ以テ目的トスル氏又同時ニ主ク

ル印章ノ眞實ヲ擔保スルヲ以テ効果トスルモ

ノナリ斯クノ如キ場合ニ於テハ若シ之ヲ為シ

得ヘクニハ是等ノ人ヲ手跡又ハ印章ノ驗真ニ

招喚スルヨリ最モ至當ニシテ又最モ有用ノ一

ナリトス而シテ此等ノ場合ニ於テハ印章ノ不

適法又ハ詐欺ノ押捺ノ申立有ルハ甚ク稀ニ

見ル取クルヲ信スルヲ得ヘシニ其隱憂ニ

芽二十條ニ對スルニ

手跡ノ驗真ノ訴ハ二段ニ區別スルコトヲ得ヘ

キ	告	芽	天	ト	及	芽	ヲ	民	ク
リ	力	二	政	看	七	一	民	事	而
ル	署	段	障	做	出	段	事	訴	レ
件	名	ハ	ヲ	正	庭	ハ	訴	訟	テ
否	者	被	為	得	ヲ	招	訟	法	各
認	ト	告	レ	ル	為	喚	法	ニ	訴
ヲ	主	力	得	場	升	出	ニ	属	訟
為	張	否	ハ	合	ル	方	讓	セ	手
升	七	認	キ	ニ	時	式	ル	升	續
レ	ラ	ヲ	コ	間	ハ	出	取	ル	ニ
ル	レ	為	ト	ス	筆	庭	以	ヲ	接
モ	タ	レ	勿	唯	跡	又	テ	得	着
唯	ル	タ	論	此	ノ	此	リ	ス	ル
追	者	ル	十	欠	默	為	是	レ	モ
認	ノ	ニ	リ	席	示	ヲ	本	ノ	十
ヲ	承	依	春	裁	ノ	際	條	リ	リ
為	継	リ	裁	判	追	猶	ハ	故	ニ
升	人	又	ヲ	三	認	豫	此	事	
レ	ニ	ハ	裁	對	リ	期			
升	過	被	裁	レ		限			

手
因
馬
言
二
目
同
另
行

非	益	簡	書	買	此	從	相	總	凡
不	本	文	身	買	以	上	反	行	月
相	相	誌	作	主	知	祿	之	又	止
互	互	書	也	了	夕	九	九	當	本
一	間	也	門	所	十	共	利	事	月
箇	六	作	均	件	九	斗	益	者	得
一	同	此	要	數	力	能	有	力	升
箇	上	以	此	賣	故	書	又	買	凡
一	十	于	又	主	若	前	九	教	二
誌	夜	足	賣	並	七	不	主	從	至
書	六	此	主	買	數	充	夕	七	凡
利	雖	由	並	主	名	之	九	作	夫
用	主	卜	買	主	者	數	備	凡	上
不	相	不	主	者	賣	一	事	者	然
可	及	各	者	者	主	在	者	力	日
年	又	一	為	為	又	一	買	買	故
十	此	方	各	以	八	日	教	非	三
日	從	利	各	誌	教	月	非	不	原
一	利	利	一	一	名	期	不	不	本

皇
生
七
十
四
行
道
文
三
者
其
意
在
月

小	又	此	夫	現	其	其	甚	原	新
毛	入	利	上	保	理	其	夕	本	夕
本	カ	益	然	護	由	注	歎	目	二
条	ヲ	ヲ	力	又	有	当	不	必	制
ノ	カ	附	若	ハ	日	十	可	要	定
規	九	與	凡	正	以	此	我	ト	セ
定	口	セ	備	ト	備	巨	所	為	テ
ス	ト	ト	事	結	事	明	ニ	升	レ
ル	容	ト	者	三	者	ニ	心	又	タ
取	易	ス	ノ	英	ハ	又	手	斯	ル
ハ	ニ	ル	一	小	宜	止	其	ノ	一
備	之	片	方	婚	ヲ	足	理	如	二
事	ヲ	ハ	ニ	六	躬	百	由	許	ノ
者	會	法	他	知	ヲ	并	ト	立	外
ヲ	得	律	ノ	實	注	ル	示	法	國
レ	ス	ノ	一	主	意	子	ス	上	法
テ	可	之	方	大	レ	リ	所	ノ	典
終	レ	干	ヨ	本	テ	ハ	ハ	傾	ハ
上	然	干	リ	法	利	毫	向	ハ	二
全	レ	涉	勝	法	益		ハ	通	通

ニ	何	ノ	ニ	其	法	マ	ニ	七	ノ
主	十	契	在	權	ニ	カ	於	七	同
ニ	ル	約	ラ	利	於	ル	テ	ニ	一
キ	理	ヲ	ス	ヲ	テ	者	各	ム	ナ
ヲ	由	詳	ヤ	行	法	ヲ	備	ヲ	ラ
補	ニ	細	民	フ	律	レ	事	以	ス
フ	出	ニ	法	ニ	ノ	テ	者	テ	ト
カ	ツ	規	ノ	備	趣	テ	ニ	其	モ
為	ル	定	人	リ	旨	危	同	性	ル
メ	カ	ス	民	十	ト	險	等	質	モ
ニ	其	ル	日	分	ス	ヲ	ノ	ト	尚
非	一	所	常	ノ	ル	免	利	ス	相
ス	方	以	最	公	所	レ	益	ル	類
ニ	又	ノ	モ	年	ハ	ニ	ヲ	雙	似
テ	ハ	モ	多	ヲ	備	ム	與	務	ス
何	雙	ノ	ク	得	事	ル	ハ	契	ル
ワ	方	果	用	セ	者	ニ	經	約	利
ヤ	ノ	レ	フ	ニ	ヲ	在	驗	ノ	益
何	經	テ	ル	ム	レ	リ	ニ	場	ヲ
ト	驗	如	取	ル	テ	抑	富	合	得

本
 公
 利
 益
 同
 一
 之
 理
 也
 夫
 法
 律
 之
 趣
 旨
 在
 於
 保
 護
 民
 生
 之
 利
 益
 故
 法
 律
 之
 條
 文
 必
 須
 以
 此
 為
 準
 而
 設
 之
 也
 且
 法
 律
 之
 條
 文
 必
 須
 以
 其
 性
 質
 之
 同
 等
 為
 準
 而
 設
 之
 也
 故
 法
 律
 之
 條
 文
 必
 須
 以
 其
 性
 質
 之
 同
 等
 為
 準
 而
 設
 之
 也

故	遠	ノ	其	上	何	タ	豫	長	十
ニ	ニ	一	法	ノ	レ	稀	定	ニ	レ
若	ト	般	律	利	ノ	十	ニ	タ	ハ
シ	ス	ニ	上	益	邦	レ	テ	ル	備
人		十	ノ	ノ	國	ハ	明	者	事
民		方	利	保	ニ	十	瞭	ニ	者
各		十	益	存	於	リ	ニ	非	ノ
通		ル	ヲ	及	テ		契	テ	法
常		發	保	ヒ	モ		約	ル	學
ノ		達	護	維	各		書	限	者
教		ヲ	ス	持	人		ヲ	リ	ニ
育		見	ル	ヲ	力		作	ハ	非
ニ		ル	迄	圖	其		ル	萬	ス
依		時	ニ	ル	衛		下	般	又
リ		期	法	力	生		實	ノ	取
自		ハ	律	如	上		際	事	引
テ		尚	上	ク	又		ニ	ヲ	ノ
其		ホ	ノ	ニ	ハ		於	漏	事
法		甚	思	自	社		テ	升	務
律		ク	想	ラ	交		甚	ス	ニ

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

故
若
八
民
各
通
常
人
教
育
一
依
其
以
行

上
利
益
圖
得
至
天
法
律
天

之
保
護
氣
力
為
研
究
各
人
帶
慈

事
務
經
驗
人
旅
賴
此
得
不
而
余

其
事
凡
費
用
要
以
常
之
依
賴
以

凡
口
能
以
此
程
行
備
辦
者
一
方
以
遂
以

他
一
方
詐
欺
取
巧
計
陷
且
屢
之
有
以

一
方
律
後
助
始
續
二
以
計
一
以
十
十

殊
益
論
抗
取
場
合
於
若
法
律
功
二

通
原
本
作
為
命
命
此
此
誌
書
日
掌
握
以

凡
者
其
契
約
結
此
夕
凡
不
悔
元
此
有
已
自
屬
以

凡權利之行使必以法律為限而不得對他人自由其

義務之履行亦不得有妨礙他人權利之行使也

此種權利之行使不得有妨礙他人權利之行使也

若此種權利之行使不得有妨礙他人權利之行使也

此種權利之行使不得有妨礙他人權利之行使也

此種權利之行使不得有妨礙他人權利之行使也

此種權利之行使不得有妨礙他人權利之行使也

此種權利之行使不得有妨礙他人權利之行使也

此種權利之行使不得有妨礙他人權利之行使也

此種權利之行使不得有妨礙他人權利之行使也

此種權利之行使不得有妨礙他人權利之行使也

憂慮	且右ノ	付キ	當事者	スル	放却	ヲ示	當事者	ヲ其書	本法
ス可キ	ノ寄託	同等	者ヲ	ハ法律	ス可ク	ス可ク	ノ孰	中指名	ノ各認
モ	並ニ	テ	正テ	ノ趣	カ	且	シニ	タル	スル
ニ	其條件	ニ	契約	ノ趣	カ	當事者	テ	ル	取
非	ヨリ	ヲ	ノ証	意貫徹	ル	全體	モ	芽	ノ唯一
ス	末	得	據	ス可	ス	ノ美	請	三	ノ一
其煩難	ル煩難	ハ	利用	ニ	ニ	諾	求	者	ノ例外
ナ	ハ	決	スル	評言	在	ナ	ヲ為	ニ	ハ
ノ故	ハ	ニ	ノ	スル	リ	ナ	ス片	寄託	當事者
ニ	決	テ	方法	ハ	ス	ハ	ハ之	ニ	者原本
當事	テ	テ	ニ	各	如	之	託	芽	ノ
					ク	ヲ	昏	三者	ハ

慶
慶
大
巨
キ
モ
、
三
非
又
其
因
難
十
ハ
出
二
皆
事

者
ハ
尋
口
二
通
ノ
証
書
ヲ
作
ル
ト
テ
欲
ス
ル
ニ
至
ラ

ニ
若
シ
初
メ
然
ル
セ
バ
モ
後
に
至
リ
之
ヲ
作
ル
也

至
ル
可
キ
ナ
リ
ト
モ
亦
有
リ
ト
モ
然
ル
也

當
事
者
カ
一
且
牙
三
者
ニ
寄
託
ヲ
為
ス
ル
後
双
方

根
據
ノ
上
之
ヲ
返
還
セ
ル
ト
キ
ハ
直
ニ
他
ノ

受
託
者
ヲ
定
ム
カ
ル
可
カ
ラ
ス
然
ラ
バ
ハ
法
律
ノ

規
定
ヲ
反
ス
ル
証
書
ノ
効
力
ヲ
免
カ
レ
バ
モ
一
ニ
テ

教
通
ノ
原
本
ヲ
作
リ
タ
ル
ハ
各
通
ニ
其
作
リ
タ
ル

教
ヲ
託
セ
バ
モ
可
カ
ラ
ス
然
ラ
バ
モ
ハ
契
約
ヲ
免
レ

ニ
ト
ス
ル
者
具
証
書
ヲ
隠
蔽
シ
未
タ
曾
テ
之
ヲ
有
セ

六	ト	詠	一	外	為	又	又	又	又
論	毛	ヲ	方	國	升	廣	及	法	ト
理	此	許	日	ニ	、	事	夜	律	唱
ニ	詠	又	リ	於	リ	者	二	ハ	フ
適	書	毛	呈	テ	之	勞	通	其	ル
從	ハ	ノ	出	ハ	場	三	作	二	月
ニ	書	ナ	上	單	合	者	初	箇	得
法	詠	ル	夕	一	ヲ	ニ	夕	ノ	ハ
律	ノ	ヤ	九	ノ	規	唯	九	命	レ
ノ	端	否	モ	詠	定	一	肯	令	
精	緒	ヤ	ノ	書	ス	ノ	ヲ	即	
神	ト	ニ	書	ニ	九	詠	詠	テ	
ニ	成	付	詠	レ	ヲ	書	載	詠	
協	ラ	キ	ノ	テ	要	ヲ	ス	書	
フ	ス	論	端	之	レ	寄	ル	ヲ	
モ	ト	議	緒	ヲ	夕	託	ヲ	二	
ノ	ス	ア	ト	掌	リ	ス	ヲ	通	
ト	ル	リ	成	握	如	レ	為	ニ	
言	ヲ	然	リ	ス	執	ト	升	作	
フ	以	レ	入	ル	ハ	ヲ	ス	ル	

且	ル	得	ヲ	ス	詠	ノ	ス	若	ハ
此	モ	然	計	テ	書	備	ヲ	シ	レ
詠	ノ	ラ	リ	猶	ヲ	厚	許	之	
書	ヲ	ハ	檀	ホ	掌	者	ス	ニ	
ニ	リ	則	ニ	之	握	ノ	ト	及	
シ		干	之	ヲ	セ	欲	キ	レ	
テ		避	ヲ	有	ル	ス	ハ	右	
効		ケ	提	セ	ル	取	一	以	
力		ニ	令	ス	者	テ	方	詠	
ヲ		ト	レ	他	ハ	後	ノ	書	
ル		欲	又	ノ	人	ハ	備	ヲ	
モ		レ	ハ	一	詠	ハ	事	以	
ノ		夕	之	方	ヲ	ハ	者	テ	
ト		ル	ヲ	ノ	提	ル	ハ	書	
セ		危	隠	ニ	出	ヲ	必	詠	
ハ		害	蔽	猶	ス	得	ス	ノ	
完		ニ	ス	リ	ル	ス	他	端	
全		再	ル	其	ノ	筆	ノ	緒	
ノ		七	テ	利	基	一	一	ト	
詠		陷	ヲ	益	本	方	方	為	

據
タ
ル
ハ
ク
最
モ
精
確
ナ
ル
証
入
リ
一
層
明
細

レ
テ
喜
ニ
芽
六
十
九
条
ニ
規
定
ス
ル
如
ク
真
實
ニ
近

キ
コ
ト
ヲ
思
ハ
シ
タ
ル
ノ
ミ
ナ
ラ
ズ
十
分
之
ヲ
確
証

レ
唯
二
通
タ
ル
可
キ
ヲ
一
通
ト
シ
タ
ル
欠
典
ア
ル
ニ

過
キ
ナ
ル
モ
ノ
ヲ
書
誌
ノ
端
緒
ト
稱
ス
ル
ハ
甚
タ
奇

怪
ナ
ル
可
キ
ナ
リ
哉
ハ
清
ル
ニ
出
ル
本

因
テ
本
法
ハ
算
一
ナ
ル
原
本
カ
書
誌
ノ
端
緒
ト
成
ル

可
キ
ナ
リ
規
定
セ
ス
而
シ
テ
又
之
カ
反
対
ナ
ル
モ
明
言

セ
ス
何
ト
ナ
シ
バ
法
律
ハ
此
類
ノ
証
據
ヲ
認
許
セ
ル

ル
片
ハ
之
ヲ
規
定
ス
ル
ニ
及
ハ
ナ
シ
ハ
ナ
リ

且
ヤ
本
法
ハ
也
ノ
方
法
ヲ
以
テ
認
テ
ノ
疑
ヲ
除
ク
而

ス	ハ	提	ル	レ	條	ノ	法	シ	且
ル	ハ	出	ト	ハ	科	承	者	テ	ヤ
コ	ル	セ	キ	備	二	諾	ノ	二	本
ト	如	升	ハ	事	繫	ヲ	明	通	条
ヲ	キ	ル	彼	者	方	二	定	万	ハ
以	危	ト	之	ハ	レ	通	ス	書	他
テ	険	キ	ヲ	對	ノ	ノ	ル	面	ノ
兼	ヲ	ハ	提	手	タ	原	取	ニ	方
諾	免	我	出	入	ル	本	ニ	具	法
ノ	ル	進	シ	ニ	コ	ヲ	從	真	ヲ
条	ハ	テ	若	於	ト	以	ハ	個	以
件	為	之	レ	テ	ヲ	テ	各	ノ	テ
ト	ノ	ヲ	彼	契	推	ス	各	性	總
為	豫	提	之	約	定	レ	備	質	テ
ニ	ノ	出	ヲ	ノ	ス	誌	事	ヲ	ノ
タ	誌	ス	欲	維	之	書	者	與	疑
ル	書	ル	セ	持	ヲ	ノ	力	ハ	ヲ
テ	ヲ	コ	ス	ヲ	換	作	其	夕	避
ヲ	作	ト	レ	欲	言	製	確	リ	ケ
推	製	能	テ	ス	ス	ノ	定	立	而

已	ス	テ	此	作	公	第	就	作	定
二	條	本	法	製	正	二	ノ	成	ス
契	件	條	津	十	証	十	為	ハ	ル
約	ノ	ノ	上	二	書	五	ノ	只	モ
ノ	不	明	ノ	條	或	條	ニ	証	ノ
全	履	文	推	件	ハ	ニ	必	據	十
部	行	ニ	定	ニ	二	通	要	ノ	リ
若	ヲ	掲	ハ	繫	ノ	ノ	十	為	此
ク	利	ク	周	ラ	原	ル	ル	ノ	ノ
ハ	唱	ル	日	ニ	本	タ	モ	ニ	如
一	ス	如	リ	ル	ニ	ル	ノ	十	キ
分	ル	ク	完	訂	於	如	リ	ラ	協
ノ	ヲ	反	全	ヲ	テ	ク	已	ス	合
履	得	對	ノ	得	ル	備	ニ	碑	ニ
行	ル	ノ	推	ハ	私	等	財	止	於
ヲ	當	証	定	ニ	署	者	產	條	テ
為	事	據	ニ	非	証	ハ	取	件	ヤ
ニ	者	ヲ	ス	ル	書	賣	得	成	証
ヲ	者	認	ル	言	ノ	買	編	成	書
ル	力	許	ニ	ス		ヲ		ノ	ノ

事
 實
 是
 十
 力
 此
 易
 合
 二
 合
 行
 契
 約
 履
 行
 ヲ
 為
 ニ
 夕

不	執	正	ハ	不	法	棄	測	凡	事
凡	行	正	法	凡	律	二	正	當	實
モ	ヲ	是	律	モ	ハ	夕	テ	事	是
ノ	為	ル	上	ソ	此	リ	法	者	十
ニ	ス	其	執	三	場	ト	律	ハ	リ
レ	ハ	惜	行	非	合	云	ノ	其	此
テ	一	ヲ	ノ	不	ノ	フ	設	一	場
此	ノ	失	場	同	履	テ	テ	人	合
裁	裁	ス	合	ト	行	ヲ	凡	ノ	ニ
判	判	ル	ヲ	十	力	得	ル	私	於
ト	ヲ	モ	以	此	任	ハ	推	益	テ
ハ	受	テ	テ	ス	意	レ	定	ノ	契
當	ケ	テ	例	斯	十	又	テ	為	約
事	夕	リ	外	ノ	凡	不	援	ノ	履
者	凡	ト	ト	如	コ	作	用	且	行
カ	場	ス	為	ク	ト	為	ス	其	ヲ
二	合	蓋	ス	十	ヲ	テ	ル	意	為
通	ニ	之	モ	凡	必	テ	テ	思	シ
ノ	於	強	テ	ト	要	凡	テ	ノ	タ
原	テ	制	テ	ト	ト	凡	抛	推	

已
 事
 終
 全
 吾
 若
 ハ
 一
 分
 ノ
 履
 行
 事
 爲
 二
 凡

本
十
キ
一
ヲ
主
張
レ
テ
抗
弁
ヲ
為
ス
コ
ト
ヲ
得
ヘ
ク

レ
テ
之
ヲ
為
シ
リ
シ
モ
ノ
ナ
レ
ハ
ナ
リ
然
レ
モ
執

行
カ
詐
欺
ニ
依
リ
テ
得
ラ
レ
若
ク
ハ
脅
迫
ニ
依
リ
テ

得
ラ
レ
タ
ル
力
故
ニ
任
意
ナ
ラ
ナ
リ
レ
モ
ハ
此
執
行

ハ
二
通
ノ
原
本
ノ
脱
漏
ヲ
補
足
ス
ル
効
力
ナ
カ
ル

可
キ
一
ハ
弁
セ
ス
レ
テ
明
カ
ナ
リ
ハ
必
要
ナ

第
二
十
三
條

本
條
ニ
規
定
ス
ル
場
合
ハ
片
務
契
約
ノ
証
據
ニ
関
ス

ル
モ
ノ
ナ
リ
ト
雖
モ
其
規
定
ハ
雙
務
契
約
ニ
関
ス
ル

前
條
ノ
規
定
ノ
如
ク
一
般
ノ
モ
ト
ニ
テ
ラ
ス
即
チ
其

前
余
規
定
如
一
般
之
契
約
之
目
的

規
定
ハ
全
額
又
ハ
其
他
ノ
代
替
物
即
チ
定
量
物
ノ

二
関
ス
ル
モ
ノ
十
リ
實
ニ
此
種
ノ
場
合
ハ
最
モ
類
繁

十
ル
可
レ
ト
雖
モ
次
ニ
片
務
ノ
契
約
ハ
之
ノ

止
ル
モ
ノ
ニ
非
ス
特
定
物
作
為
又
ハ
不
作
為
ヲ
目
的

ト
ス
ル
片
務
契
約
ハ
此
規
定
ノ
関
ス
ル
取
ニ
非
ス
如

之
ノ
モ
十
ラ
ス
茲
ニ
規
定
ス
ル
取
ハ
只
諾
約
ニ
タ
ル

義
務
ノ
モ
十
ル
ヲ
以
テ
受
取
又
ハ
義
務
免
除
ニ
此
規

定
ヲ
適
用
ス
ル
コ
ト
ヲ
得
ス
是
等
ノ
事
ニ
付
テ
ハ
立

証
方
法
ニ
付
キ
更
ニ
一
層
ノ
簡
易
ヲ
與
フ
ル
ヲ
省
然

ト
ス
ル
地
敷
合
法
規
定
ノ
取
消
ス
ル
地
敷
合
法
規
定
ノ
取
消
ス
ル
地
敷
合
法
規
定

教
名
ノ
共
同
債
務
者
ノ
債
務
合
ニ
於
テ
ハ
縮
小
セ
ル
其

債
務
者
ノ
連
帶
ノ
責
任
ノ
重
大
ノ
事
ト
シ
テ
之
ノ
免
除
ノ
事
ハ
特
別
ノ
規
定
ヲ
要
ス

印
ヲ
以
テ
是
レ
ヲ
為
ス

第
二
十
四
條

商
業
ハ
迅
速
ヲ
要
ス
ル
モ
ノ
十
九
力
故
ニ
常
ニ
民
事

上
ノ
行
為
ニ
比
シ
最
モ
大
ニ
簡
便
ヲ
得
セ
ル
事

ヲ
要
ス
故
ニ
此
種
ノ
取
引
ニ
関
シ
テ
ハ
二
通
ノ
原
本

又
ハ
前
條
ニ
規
定
セ
タ
ル
特
別
ノ
捺
印
ノ
方
式
ヲ
免

除
セ
リ
要
ス
ル
ニ
此
等
ノ
事
ハ
商
慣
習
及
シ
商
法
ノ

規
定
ニ
從
フ
可
キ
ナ
リ

第
二
十
五
條

本條ハ私署証書ノ証據力如何ヲ規定シタルモ

ノナリ

本條ノ場合ニ於テハ私署証書力第二十一條及

七第二十三條ニ規定シタル凡方式ノ上ニ於テ全

ク適正ニシテ且其証書ヲ對抗セラルル者之ヲ

追認セ若クハ裁判上ニテ追認セラレタルトス

凡場合ヲ想定ス此ニ簡ノ條件ハ必要ニテ裁判

判上ニテ為サレタル追認ハ上ニ規定シタル編

成ノ瑕疵ヲ補正スルモノニ非ス蓋シ追認ハ履

行ノ端緒ト云クヲ得ス前數條ノ規定ヲ遵守セ

行ノ端緒ト云クヲ得ス前敷修ノ期定ヲ遵守セ

カルヨリ生スル棄却ノ理由ハ追認ノ當時ニ於

テ當事者カ異議ヲ留メテリレノ故ヲ以テ消滅

スル取ノモノニ非サレナリ(第廿六条参看)

私署証書ノ証據カヲ定ムル為メ法律ハ一方ニ

於テハ証書ノ主文及ヒ之ト直接ノ關係ヲ有シ

又ハ之カ補充ヲ為ス文言託事ト他ノ一方ニ於

テ証書ノ主文ニ間接ノ關係ヲ有スルニ止ル文

言トテ區別レ前段ノ二者ニ付テハ証據ハ完全

ニシテ後段ノ事項ニ付テハ証書ハ只書面証據

ノ端緒タルニ過キスト為ス

此區別ヲ為ス所以ノモ
ハ他トシテ詔書ノ主文

ハ詔書ノ主トシテ其詔書ニ署名

スル備事者ハ其主文ニ十分ノ注意ヲ為ス
勿

論トシテ其主文ヲ補充スル文言ニ付テモ亦

夕然ルハト雖モ之ニ反シテ備事者ハ殆
ト

詔書ニ關係トク要スルニ詔書ニ無用ナル文言

ニ存テハ殆
ト注意ヲ為サ
ル
ト有ル可ク且

或ハ其文言ノ多少事實ニ反スル
トヲ知ルモ

此無用ナル文言ニ付テ異議ヲ為ス
トキハ却テ

主要ナル合意ノ成
之ヲ妨ケ
ル
ト
ヲ恐
レ
テ
故

主要ナル合意ノ成之ヲ妨ケルコトヲ恐レテ故

三之ヲ黙々ニ附スル如キコト有ル可キヲ以テ

ナリ

實ニ私署詔書ハ曾テ既ニ注意セシ如ク書面上

ノ自白ナリ然レニ斯ル自白ハ其錯誤又ハ欺罔

ニ出テス事情ヲ知悉シ任意ニテ為シタル事ニ

非ナレハ價值ヲ有セザルモノナリ

此点ニ関シテハ法律ニ取謂ユル詔書ノ主文及

ヒ詔書中ニ存スルニ種ノ文言ノ如何ナルモノ

ナリヤテ十分ニ了解スルコト最モ必要ナリト

ス

又	ノ	ヲ	讓	必	ノ	的	務	=	抑
何	或	負	渡	ス	方	ト	又	權	主
人	ル	擔	ス	或	法	之	ハ	利	文
ト	物	ス	カ	ル	=	ヲ	義	ノ	ト
虫	ヲ	ル	如	物	テ	分	務	新	ハ
モ	與	モ	ク	即	讓	離	免	関	誌
如	ハ	未	單	テ	渡	ス	除	係	書
何	為	夕	=	定	レ	可	ノ	ヲ	ノ
十	己	完	授	マ	又	カ	如	創	主
ル	又	全	與	リ	ハ	テ	キ	造	タ
義	ハ	十	作	タ	義	ス	即	ス	ル
務	為	テ	為	ル	務	蓋	テ	可	目
ヲ	カ	ス	又	動	ヲ	レ	是	キ	的
免	ル	必	ハ	産	負	何	十	モ	=
除	ヲ	ス	不	又	擔	人	リ	ノ	レ
ス	約	ヤ	作	ハ	ス	ト	然	十	テ
ル	ス	明	為	不	ル	雖	レ	リ	當
ヤ	可	確	ノ	動	者	モ	凡	讓	事
ノ	レ	特	義	産	十	不	其	渡	者
事	レ	定	務	ヲ	レ	定	目	義	間

責務
義務
免除
スル
ヤノ事

又何人下由毛如何十儿義務ヲ免除スルヤノ事

ヲ云ハスニテ其債務者ノ義務ヲ免除スル者ヲ

ニ縱ヒ債務者ニ總テノ義務ヲ免除セシム欲ス

凡片下由毛尚ホ之ヲ明示セキニ百カラズ書

右ニ託スル所ニモハ詔書ノ主文ナリ

備事者力其現在又ハ既往ノ意思ノ結果ヲ以テ

箇又ハ數箇ノ事實ヲ記シタル詔書ニ署名セシ

ル片ハ其當事者ハ詔書ノ編成及ヒ署名ノ當時

ニ於テ詭欺アリタルコトヲ詔セキニ限リハ也

レニ不利ナル總テノ部分ニ付テ右ノ事實ヲ追

認シ其成立ヲ自白セシタルニモノ事

一	ノ	於	ヲ	主	全	リ	真	カ	ヲ
一	証	テ	為	文	ナ	タ	正	リ	進
ニ	據	テ	ス	ヲ	ル	ル	ナ	シ	認
ハ	力	何	ハ	補	証	ト	ル	コ	ス
ナ	ハ	等	甚	充	據	三	エ	ト	ル
リ	此	ノ	夕	ス	ヲ	存	ト	ヲ	エ
之	文	實	難	ル	為	キ	及	主	ト
ニ	言	益	キ	文	ス	此	七	張	ヲ
反	ニ	毛	取	言	モ	証	審	ス	知
ニ	付	魚	ニ	ト	ノ	書	事	ル	ラ
テ	キ	力	テ	注	ナ	ハ	者	ヲ	ス
証	テ	ル	テ	文	リ	其	署	得	又
書	主	可	又	自	テ	備	名	ス	ハ
ト	文	レ	之	体	テ	事	ニ	即	追
間	ニ	何	ヲ	ト	書	者	テ	チ	認
據	度	ト	區	ノ	テ	ニ	其	右	ス
ノ	ス	ナ	別	間	書	對	事	ノ	ル
間	ル	ハ	ス	ニ	テ	シ	實	事	意
係	ト	証	ル	區	テ	テ	ヲ	實	思
ヲ	同	書	ニ	別	完	知	ノ	ノ	十

有
不
ル
ニ
上
ナ
リ
之
ニ
反
ニ
テ
証
書
ノ
趣
旨
ヲ
變
更
ス
ル

者	間	人	連	帶	ノ	如	キ	亦	然	リ	ト	不	厠	ト	十	ニ	ハ	是	レ
義	務	ノ	態	様	ニ	シ	テ	働	方	又	ハ	受	方	ノ	連	帶	ニ	服	ス
凡	ハ	義	務	ノ	真	擔	ヲ	重	カ	ラ	ニ	ム	ル	規	定	ヲ	為	ス	モ
ノ	十	レ	ハ	十	リ	之	ニ	及	ニ	テ	期	限	又	ハ	條	件	ヲ	以	テ
諾	約	ヲ	為	ス	ハ	義	務	ノ	負	担	ヲ	輕	カ	ラ	ニ	ム	ル	規	定
ヲ	為	ス	モ	ノ	十	リ	ハ	義	務	ノ	負	担	ヲ	輕	カ	ラ	ニ	ム	ル
債	務	ハ	追	認	ノ	場	合	ニ	於	テ	債	務	ノ	原	因	ヲ	訛	ス	ル
ハ	主	文	ニ	非	ス	唯	主	文	ヲ	補	足	ス	ル	文	言	ナ	リ	限	定
買	主	力	定	マ	リ	タ	ル	代	價	ノ	債	務	者	ト	自	認	主	文	ニ
タ	ル	賣	買	証	書	ニ	於	テ	買	主	ヨ	リ	賣	主	ニ	對	ス	ル	其

以
前
ノ
賣
買
証
書
ヲ
附
託
シ
此
債
務
ト
代
價
ノ
債
務
ト
ノ

言	主	文	一	法	合	予	額	相	以
夕	文	ト	ノ	律	ニ	消	ニ	殺	前
ル	ト	云	効	上	於	滅	滅	ノ	ノ
ニ	直	フ	力	ノ	予	ニ	ニ	効	債
過	接	ヲ	ハ	相	ハ	夕	即	力	權
キ	ノ	得	情	殺	備	ル	予	ニ	ヲ
ハ	関	ス	然	以	事	ヲ	買	因	附
ル	係	(財	生	条	者	ヲ	主	リ	託
ナ	ヲ	産	ス	件	毫	託	ノ	代	ニ
リ	有	編	可	ニ	毛	載	受	價	此
キ	ル	茅	キ	上	相	セ	ク	ノ	債
キ	其	五	力	予	殺	リ	ハ	債	權
キ	本	百	故	具	ノ	ト	金	務	ト
キ	肯	二	ニ	備	ト	想	額	ハ	代
キ	ヲ	十	是	ス	ヲ	定	ヲ	定	價
キ	補	条	ヲ	ル	云	セ	限	マ	ノ
キ	充	参	以	以	ハ	ニ	度	リ	債
キ	ス	看	予	上	カ	三	ト	ル	務
キ	ル	故	予	ハ	ル	此	ト	ト	ト
キ	文	ニ	主	同	ト	場	ニ	ノ	ノ

ハ	殺	キ	務	之	テ	對	有	証	尚
此	ノ	テ	ノ	ニ	ハ	シ	ル	書	ホ
意	場	テ	間	及	可	テ	ル	ノ	右
ハ	合	欲	ニ	シ	キ	債	コ	文	ノ
主	十	セ	具	テ	テ	務	ト	言	場
文	リ	夕	備	法	テ	ヲ	是	ハ	合
ノ	同	リ	セ	律	附	有	十	債	ニ
必	編	テ	ス	上	從	テ	リ	注	就
要	才	想	テ	ノ	テ	其	蓋	ニ	テ
十	五	定	テ	相	テ	債	此	對	注
ル	百	セ	當	殺	証	務	証	シ	意
部	三	是	事	ノ	ス	ハ	書	テ	ヲ
分	十	ル	者	條	ル	代	ハ	完	為
ニ	一	即	其	件	モ	價	中	全	ス
テ	奈	テ	相	力	ノ	ニ	テ	十	要
テ	卷	任	殺	此	十	テ	テ	ル	ス
情	看	意	ノ	二	七	扣	買	証	即
事	然	ノ	生	簡	十	除	注	扱	テ
者	ル	相	ス	ノ	日	セ	ニ	力	此

雙
 方
 對
 証
 成
 十
 部
 分
 二
 十
 七
 其

七	附	於	尚	七	依	務	ル	合	雙
力	ケ	テ	未	不	リ	者	カ	意	方
是	夕	証	不	利	テ	不	故	ハ	對
其	ル	書	動	益	消	利	ナ	同	シ
主	動	賣	産	ナ	滅	益	乃	時	テ
文	産	買	賣	モ	ス	ナ	テ	雙	証
十	物	ハ	買	ノ	ル	ノ	其	方	ヲ
リ	ヲ	格	ヲ	十	承	以	前	三	成
然	毛	續	取	リ	諾	ノ	對	二	ス
レ	包	ノ	想	人	シ	木	テ	テ	モ
氏	含	土	ス	知	夕	不	不	利	リ
賣	ル	地	ハ	我	ル	其	債	益	何
却	旨	又	レ	百	債	權	ヲ	ナ	ト
七	月	ハ	若	方	權	者	追	ル	十
九	託	家	七	賣	利	力	認	モ	ハ
不	シ	屋	此	主	相	殺	シ	ノ	其
動	テ	内	場	何	シ	テ	夕	十	
産	リ	三	合	長			此		
	十	備	二	文			債		

面積ノ指定ハ主文ニ非スニテ一ノ文言タルニ

過キス只其文言ハ主文ト直接ノ関係ヲ有シ其

主文ヲ補充ス故ニ其文言ハ財産取得編第百四十

八条以下ニ記シタル區別ニ從ヒ多少嚴正ナル

方法ヲ以テ面積ノ擔保人タル可キ賣主ニ對シ

テ証據ヲ成スモノナリ

之ニ及ビ賣主カ物ノ不表見ノ瑕疵ヲ陳述スル

リトセシカ右ハ其証書ノ主文ニ非スニテ直接

ノ関係ヲ有シテ賣主ニ廢斥訴權ヲ免カレシム

ル要約ニ相備スル文言ナリ(同編才九十七條卷

看

尚
未
右
二
周
ス
ル
数
多
ノ
適
例
ヲ
示
ス
ト
ヲ
得
レ

下
雖
モ
前
託
ノ
例
二
テ
十
分
ナ
ル
可
レ

之
三
反
レ
テ
主
文
ト
間
接
ノ
間
接
ノ
間
接
ノ
有
レ
其
託

據
力
ノ
僅
少
ナ
ル
二
拘
ハ
ラ
ス
之
ヲ
託
久
ヲ
拒
マ
シ

リ
レ
當
事
者
二
對
レ
テ
仍
ホ
託
扱
力
ヲ
生
ス
可
キ
文

言
二
関
ス
ル
實
際
ノ
適
例
ハ
甚
タ
少
ナ
レ

然
レ
モ
動
産
又
ハ
不
動
産
ノ
賣
買
二
於
テ
賣
主
力
所

有
權
ノ
取
得
レ
タ
ル
原
因
ヲ
指
示
レ
芽
三
者
ヨ
リ
賣

主
二
為
レ
タ
ル
代
物
弁
済
二
因
リ
テ
賣
主
ノ
所
有
二

九
要
論
三
和
皆
ス
ル
文
言
ナ
リ
一
月
編
力
九
十
七
分
卷

法	文	為	斯	此	ヲ	ヲ	相	歸
律	言	之	ル	ノ	以	行	續	レ
ハ	ニ	能	文	如	テ	ハ	人	タ
私	書	ハ	言	キ	對	ト	ト	リ
署	面	リ	ニ	ハ	抗	ト	為	ト
証	証	ル	同	極	ス	主	リ	託
書	據	実	等	ノ	ル	張	タ	レ
ヲ	ノ	ナ	ノ	テ	丁	ス	ル	タ
援	端	間	証	稀	ヲ	ル	買	ル
用	緒	故	拠	十	得	片	主	ニ
ス	ノ	ニ	力	九	ハ	ハ	ニ	於
ル	効	本	ヲ	場	之	之	對	テ
者	力	法	モ	合	ニ	對	レ	ハ
ハ	ヲ	ニ	與	タ	レ	レ	賣	後
其	與	於	ハ	ル	テ	テ	主	日
已	ハ	テ	升	可	右	ノ	力	此
レ	タ	此	ル	レ	ノ	文	其	才
ニ	ル	種	到	然	言	言	舊	三
利	ハ	類	底	レ			債	者
十	次	ノ		此			權	ノ

此部
 分
 其
 不
 同
 十
 部
 分
 其
 已
 其
 証

ヲ	捺	片	私	第	ト	以	規	書	ル
得	印	ト	署	二	説	為	定	中	部
ハ	自	雖	託	十	明	夕	己	二	分
キ	紙	モ	書	六	ト	リ	以	色	ヲ
コ	入	被	人	條	ヲ	此	テ	含	捺
ト	濫	告	追	ヲ	見	理	之	文	リ
ハ	用	ハ	認	ル	ル	論	ト	ル	テ
巳	ニ	後	ヲ	ハ	ハ	ハ	口	事	其
ニ	條	三	異	書	十	茅	頭	矣	不
第	ル	此	議	ヲ	リ	三	自	ヲ	利
十	モ	詔	ヲ	止	リ	十	白	方	十
八	ノ	書	ヲ	メ	リ	八	ト	以	ル
條	ト	ヲ	ス	ル	リ	條	ヲ	ト	部
ニ	テ	偽	ル	ル	リ	ノ	ニ	天	分
於	テ	造	テ	テ	リ	下	テ	得	ヲ
テ	攻	ト	為	テ	リ	三	益	テ	棄
規	撃	己	為	ル	リ	於	月	テ	却
定	ス	若	ル	ル	リ	テ	一	ル	テ
ニ	ル	ク	ル	ル	リ	適	十	昔	其
夕	ト	ハ	ル	ル	リ	用	ヲ	ヲ	詔

注
得
ハ
キ
コ
ト
ハ
巳
ニ
第
十
八
條
ニ
於
テ
規
定
ニ
夕

証	若	十	此	山	立	ハ	止	是	ル
極	言	リ	点	心	タ	根	セ	ニ	取
方	豫	ト	ニ	如	ル	告	テ	於	ナリ
ノ	審	ス	聞	キ	ノ	カ	ル	テ	
碑	ニ		ス	ハ	心	此	可	カ	
止	附		此	決	ヲ	ニ	キ	何	
セ	セ		論	ニ	以	簡	マ	ト	
テ	ラ		決	テ	テ	ノ	ヲ	ノ	
ル	レ		下	許	直	不	定	時	
ハ	ル		ノ	ス	ニ	法	メ	ニ	
豫	場		區	ヲ	証	行	カ	於	
審	合		別	得	書	為	ル	テ	
終	ニ		ニ	カ	ノ	ノ	可	テ	
結	於		從	シ	証	一	カ	書	
ニ	テ		セ	ハ	據	ア	ラ	ノ	
被	ハ		テ	十	カ	ル	ス	証	
告	証		テ	リ	ヲ	コ	何	據	
入	書		自	到	滅	ト	ト	カ	
カ	ノ		直	底	セ	ヲ	十	ハ	
			異		シ	甲	レ	碑	

刑事裁判所ノ公判ニ附セラル時ニ於テハ

ト不此場合ニ於テハ民事裁判ハ刑事裁判所

人終決ノ判決ヲ之ヲ詳言スレハ此條ニ云ハ

ル如ク刑事裁判所人判決力確定ト為ルニ至ル

マテ中止セラレルヲ得ス若シ証書力此判決

人効力ニ因リテ偽造ナラシメ又ハ捺印

自紙ノ濫用ニ係ルモノナリト認めラレハ

其証書ハ被告ニ對シテ同等ノ証據力ヲ保存ス

ルヲ得ルヤ勿論ナリ且被告ハ一身上犯罪

又ハ責任ニ関スル法律上ノ條件ヲ具有セザル

ニ依リ又ハ公訴ノ期満免除若クハ或ル他ノ抗

弁方法ヲ有スルニ依リテ刑ノ言渡ヲ受ケル

件ト雖モ尚ホ右ノ証書ハ証拠力ヲ保存スル

ヲ得ルルナリ

爰ニ先ツ注意ス可キハ刑事訴訟ニ於テ既判

事物ノ民事訴訟ニ及ホス効力是ナリ此事ハ後

ニ至テ尚ホ詳細ノ説明ヲ為スヘシ(第百八十五條

卷看)

若シ本條ノ明文ニ示ス如ク犯人ト呈張セ

タル人ハ死セシメ因リ又ハ瘋癲若クハ期満免除

如キ也ノ原因ニ由リテ刑事ノ審理ヲ開カレ

ル	ス	セ	ス	裁	セ	訟	ヤ	升	ノ
丁	ル	カ	若	到	ラ	手	ヲ	ル	如
ハ	ニ	ル	シ	ヲ	レ	續	査	并	キ
裁	唯	ノ	然	為	タ	ヲ	定	ハ	他
判	一	一	ラ	ス	ル	純	ス	民	ノ
所	ノ	事	カ	マ	犯	續	之	事	原
力	裁	ニ	レ	テ	罪	ス	力	裁	因
為	判	依	ハ	本	ヨ	ル	為	判	ニ
ニ	ニ	リ	其	案	リ	丁	ノ	所	由
得	因	テ	裁	ノ	生	ヲ	ニ	獨	リ
ハ	リ	破	判	裁	ス	得	ハ	リ	テ
キ	テ	毀	ハ	判	ル	然	裁	証	刑
取	總	ヲ	豫	ヲ	棄	レ	判	書	事
十	テ	免	ノ	中	却	凡	取	ノ	ノ
力	ノ	レ	此	止	ノ	裁	ハ	真	審
尚	等	升	事	セ	理	判	多	實	理
其	件	ル	件	カ	由	取	少	十	ヲ
其	ヲ	可	ヲ	ル	ニ	ハ	長	リ	開
河	味	ニ	判	ヲ	存	主	キ	ヤ	カ
流	ス	要	決	得	手	張	訴	否	レ

犯罪カ罰セラルル場合ニ於テモ尚ホ其取爲

ハ刑法ノ規定ニ基キ審理セラレ、ヲ要スルコ

トヲ注意スルニ而シ若シ其犯罪ノ性質認定セ

テレタルトキハ誌書ハ無効タルハキコト勿論

ナリ

又豫審ノ開カレタル時ト雖モ民事裁判取ハ本

業ノ裁判ヲ中止スルニ必スシモ豫審終決ヲ待

ツニ及ハス是レ本条才三項ノ規定スル取ナリ

此豫審ハ實ニ久キニ瀕ルト有ルヲ得ハニ而シ

テ繼ヒ偽造若クハ捺印日紙ノ濫用ノ推測ハ公

